

令和8年 第4回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和8年4月6日(月) 午後2時00分～午後2時34分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(27名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也		8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍		12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	
17番 川瀬明久	18番 諏訪博保		20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	
25番 服部清和	26番 荒川逸夫	27番 大橋 功	28番 伊藤勝代
		31番 大橋政良	32番 加藤和幸
	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員(6名)

7番 中村 伸	11番 寺倉照秋	16番 後藤昌宏	19番 伊藤正覚
24番 堀田勝彦	30番 赤尾浩幸		

5 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 報告第4号 専決処分の報告について
- (3) 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について
- (4) 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
- (5) 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (7) 議案第15号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について
- (9) 議案第16号 令和8年度 最適化活動の目標の設定等について

6 出席した事務局職員

事務局長 中野、総括課長補佐兼農地係長 古川、主任 堀

7 総会議長

神 田 春 夫

8 議事録署名委員

4番 飯田直満 5番 古川 守

9 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

本日の出欠状況について、報告します。

7番 中村委員、11番 寺倉委員、16番 後藤委員、19番 伊藤委員、24番 堀田委員、30番 赤尾委員より欠席の報告を受けております。本日の出席委員は33名中27名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和8年 第4回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、4番 飯田直満委員、5番 古川 守委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 報告第4号 専決処分の報告について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

1ページをご覧ください。

報告第4号 専決処分の報告について

海津市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、第3条の規定によりこれを報告する。令和8年4月6日提出 海津市農業委員会会長 神田春夫 農業委員会事務局職員の任免を令和8年4月1日、次のとおり専決処分した。

離任者 事務局長 後藤 宏幸 着任者 事務局長 中野 浩二

4月1日付けの海津市職員の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員の任免について専決処分しましたので報告するものです。

◎議 長

ただ今の報告ですが、異動のあった職員に対し、私の方から辞令書を交付しておりますので、

併せて報告させていただきます。

以上で報告第4号を終わります。続きまして、日程第3 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

2ページをご覧ください。

報告第5号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について
農地法第3条の3第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。

令和8年4月6日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

2ページのとおり、39件の届け出があり関係者に受理書を送付したことを報告するものです。

◎議 長

以上で報告第5号を終わります。

続きまして、日程第4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

5ページをご覧ください。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和8年4月6日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号41番 海津町長瀬字前並●●●●番、畑、513㎡

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。申請事由：新規就農

受付番号42番 海津町石亀字堤際●●●●番 外4筆、田、9,730㎡

譲渡人、愛知県長久手市、●●●●。譲受人、海津町福江、有限会社 ●●●●。

申請事由：農業経営拡大。

受付番号43番 海津町札野字新田縄●●●●番 外1筆、田、6,105㎡

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、海津町、農事組合法人 ●●●●。

申請事由：農業経営拡大。

受付番号44番 海津町高須町字裏町●●●●番、畑、323㎡

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。申請事由：贈与。

受付番号45番 平田町三郷字村内●●●●番、畑、484m²

譲渡人、平田町、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。申請事由：新規就農。

受付番号46番 南濃町吉田字内新田●●●●番、畑、739m²

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：新規就農。

別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号41番の案件について、32番 加藤委員お願いします。

◎32番 加藤委員

受付番号41番の案件については、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、農地の管理が困難で、譲受人は、住居兼寺院に近く、自家野菜を栽培するのに適しているため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号42番の案件について、18番 諏訪委員お願いします。

◎18番 諏訪委員

受付番号42番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、遠方のため農地の管理が困難であることから離農され、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号43番の案件について、20番 岡田委員お願いします。

◎20番 岡田委員

受付番号43番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、労力不足で営農縮小を図り、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号44番の案件について、11番 寺倉委員が欠席されておりますので、事務局補足をお願いします。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

受付番号44番の案件については、申請の目的は、贈与です。

譲渡人は、農地の管理が困難で、譲受人は、自家野菜を栽培するため贈与を受けられるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号45番の案件について、17番 川瀬委員をお願いします。

◎17番 川瀬委員

受付番号45番の案件については、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、高齢により労力不足で営農縮小を図り、譲受人は、自家野菜を栽培するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号46番の案件について、15番 伊藤委員をお願いします。

◎15番 伊藤委員

受付番号46番の案件については、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、農地の管理が困難で、譲受人は、自家野菜を栽培するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第5 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

6ページをご覧ください。

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和8年4月6日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号47番 海津町札野字土居縄●●●●番、畑、113㎡。

申請人：海津町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、相当数の街区を形成している区域である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。20番岡田委員お願いします。

◎20番 岡田委員

受付番号47番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

申請人は、隣接宅地の老朽化した住宅に居住していますが、申請地と一体利用した住宅を建築されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第6 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、と関連がありますので、日程第7 議案第15号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について、を併せて議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

7ページをご覧ください。

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和8年4月6日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

受付番号48番 海津町高須町字西町●●●●番、田、現況畑、383㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、愛知県あま市、株式会社 ●●●●。

転用目的：プラスチック成型加工業 駐車場。

この案件の農地区分は、街区に占める宅地割合が40%を超える第3種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことはないと思われま

受付番号49番 海津町高須町字西町●●●●番、田、現況畑、一部雑種地、455㎡。

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、転用目的、農地区分等は48番と同じです。

受付番号50番 海津町高須町字西町●●●●番、田、現況雑種地、273㎡。

譲渡人、名古屋市熱田区、●●●●。譲受人、転用目的、農地区分等は48番と同じです。

なお、この案件は議案第15号と関連しますので、併せて説明させていただきます。9ページをご覧ください。

議案第15号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について農地転用許可後の事業計画変更の承認申請があったので意見を求める。

令和8年4月6日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

受付番号55番 土地の所在等は50番と同じです。昭和49年9月25日に一般個人住宅として許可済みですが、諸般の事情により計画を断念され、承継人である株式会社 ●●●●がプラスチック成型加工業の駐車場として、事業者及び転用目的を変更されるものです。

戻りまして、7ページをお願いします。

受付番号51番 平田町今尾字四ツ谷川並●●●●番 外2筆、畑、計700㎡。

譲渡人、平田町、●●●● 外1名。譲受人、羽島市、●●●●株式会社。

転用目的：コンクリート製品置場。

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことはないと思われま

受付番号52番 南濃町駒野字黄金山北●●●●番、田、677m²の内50.96m²。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、申請人の農地以外はなく、他に被害を及ぼすことはないと思われま

なお、この案件は議案第15号と関連しますので、併せて説明させていただきます。9ページをご覧ください。

受付番号56番 南濃町駒野字黄金山北●●●●番、田、367m²。

申請人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

令和7年11月28日に、一般個人住宅として許可済みですが、受付番号52番の土地を譲り受けることができたため、一体利用した土地利用計画、建築物の変更をされるものです。

戻りまして、8ページをお願いします。

受付番号53番 南濃町安江字木戸●●●●番、畑、807m²。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、中津川市、株式会社●●●●。

転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い農地である2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われま

受付番号54番 南濃町安江字盤若谷●●●●番、畑、936m²。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、大阪市、株式会社●●●●。

転用目的、農地区分等は53番と同じです。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号48番、49番、50番及び事業計画変更の55番について、11番 寺倉委員が欠席されておりますので、事務局補足ありますか。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

受付番号48・49・50番及55番の案件については、申請目的は、駐車場です。

譲受人は、申請地北側でプラスチック成型加工業を営んでおり、敷地の拡張を計画され、協議が整ったことから、申請されるものです。なお、50番・55番は、昭和49年に住宅として許可を得ましたが、諸般の事情で断念されていたもので、いずれも問題ないと判断しましたので審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号51番について、30番 赤尾委員が欠席されていますので、事務局補足ありますか。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

受付番号51番の案件については、申請の目的は、コンクリート製品置場です。

譲渡人は、維持管理に苦心しており、譲受人は、コンクリート製品製造販売業を営み、隣接の工場と一体利用されるもので、今回合意に至り申請されたものです。

◎議 長

続きまして、受付番号52番及び事業計画変更の56番について、35番 寺倉委員お願いします。

◎35番 寺倉委員

受付番号52番及び56番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

譲受人は、当初敷地が歪で、交渉の結果隣地の一部を取得できることになり、建築計画を見直されたもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号53番及び54番について、15番 伊藤委員お願いします。

◎15番 伊藤委員

受付番号53番及び54番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

両案件とも、譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用され、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第15号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議長

挙手全員ですので、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第15号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第8 議案第16号 令和8年度 最適化活動の目標の設定等について、を議題と致します。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

10ページ及び別添をご覧ください。

議案第16号 令和8年度 最適化活動の目標の設定等について

農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知)に基づき、別添「令和8年度 最適化活動の目標の設定等(案)」のとおり、目標を設定することについて、審議を求めます。

令和8年4月6日提出 海津市農業委員長 神田春夫

農業委員会等に関する法律第6条第2項に、農業委員会の活動として最適化活動が明記されており、議案のとおり、国からの通知に基づき、令和8年度の目標を設定するものです。目標設定した後は、市ホームページでの公表と併せ、県へ報告することとなります。

別添をご覧ください。1ページ目の「I 農業委員会の状況」です。「1 農業委員会の現在の体制」につきましては、現在の委員の定数及び実数を記載しています。

次に、その下の「2 農家・農地等の概要」につきましては、農林水産省が公表している「農業センサス」および「耕地及び作付面積統計」等、各種統計の情報を記入させていただいております。

2ページをお願いします。「II 最適化活動の目標」の(1)農地の集積です。

①現状については、管内の農地面積3,630haに対し令和7年度末の集積面積は2,784.14ha

で、集積率は76.7%となっております。課題として、中山間地域において、農業従事者の高齢化、後継者不足により、担い手に集積されず遊休化する現象が見られる。また、今後の集積方針について、農地中間管理機構との調整も必要であるとしました。

②の目標は、県が定めた基本方針により令和12年度の集積率80%を目指し、海津市は農地の集積率が高水準であることから、毎年1ha程度の集積を行い、年度末の集積率を76.73%と設定しました。

次に(2)遊休農地の解消についてです。

①現状として、遊休農地は市内全体で約10haあります。その内、草刈りを行うことで、直ちに耕作が可能となる緑区分の遊休農地は約2ha、その状況を記載しております。その下、②の目標としては、アの既存の遊休農地の解消としまして、緑区分の遊休農地の解消については2haを、5年間で解消を目指し、これを5年間で割った0.4haの目標となっております。

次にbの黄区分の遊休農地については、8haを目標に、イの新規発生した緑区分遊休農地は、前年度に発生した面積が0.29haありました。

次に3ページをご覧ください。(3)新規参入の促進でございます。現状として、令和5年度から令和7年度までの新規で認定農業者や認定新規就農者になられた方の実績と課題が記載されております。課題としては、新規就農にあたり技術の習得・所得の確保、農地や設備の整備を課題とさせていただきます。

次に②権利異動目標ですが、設定する前に令和5年度から令和7年度の過去3年間の農地法第3条許可や農業経営基盤強化促進法に基づき公告された集積計画による権利移動面積の合計を記載しております。過去3年の権利移動面積の平均の1割にあたる39.35haを目標として設定いたしました。

次に2.最適化活動の活動目標のうち、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。農業委員の皆様行う農地利用の最適化活動として、県の目標と同様の10日を設定させていただきました。活動時間にかかわらず、最適化活動を行った場合は、1日と計上して頂くようお願いいたします。(2)活動強化月間の設定目標及び(3)新規参入相談会への参加目標については昨年同様の目標設定としております。以上です。

◎議長

皆さん2年継続されて活動されて見えますので、説明では、毎年同様な基準で目標設定しているということで、あと数カ月ですが、パトロール活動を行って頂きたいと思います。

何か、質疑がございましたら承ります。

【挙手する者なし】

◎議長

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第16号 令和8年度 最適

化活動の目標の設定等について、原案のとおり設定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第16号 令和8年度 最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり設定することとします。

◎議 長

それでは本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後2時34分）

議事録署名者

4 番

5 番

議 長